

平成24年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月14日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	2
議事日程	3
開会	5
議席の一部変更	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
一般質問	8
中坊 陽議員	8
1 「元気なまちづくり」について	
2 ごみの減量化対策について	
3 南山城水害発生後60年目について	
岡田久雄議員	13
1 高齢者への肺炎球菌ワクチンの公費助成について	
2 福祉用具購入費及び住宅改修費の「受領委任払い制度」の導入について	
3 学校施設の防災機能の整備について	
木村武壽議員	18
1 休養村入り口に多目的広場の新設を	
谷田 操議員	20
1 介護保険について	
2 就学援助の拡充について	
報告第11号 専決処分の報告について	26
議案第34号 平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	28

議案第 3 5 号	平成 2 3 年度井手町水道事業会計決算認定の件	2 8
議案第 3 6 号	平成 2 3 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件	2 8
議案第 5 4 号	財産取得について同意を求める件	3 4
議案第 5 2 号	平成 2 4 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）	3 7
議案第 3 8 号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例制定の件	4 0
議案第 3 9 号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例制定の件	4 0
議案第 4 0 号	介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例制定の件	4 0
議案第 4 1 号	道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件	4 2
議案第 4 2 号	道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例制定の件	4 2
議案第 4 3 号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件	4 2
議案第 4 4 号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設の設置の基準に関する条例制定の件	4 2
議案第 4 5 号	河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例制定の件	4 2
議案第 4 6 号	井手町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4 6
議案第 4 7 号	井手町農林関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件	4 6
議案第 4 8 号	井手町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	4 6
議案第 4 9 号	井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件	4 6
議案第 5 0 号	井手町都市下水路条例の一部を改正する条例制定の件	4 6

議案第 5 1 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定 の件	4 6
散会	5 1
署名議員	5 2

第 2 号 ( 1 2 月 2 0 日 )

応招・不応招議員	5 3
出席・欠席議員	5 3
出席事務局職員	5 3
出席説明員	5 4
議事日程	5 5
開会	5 6
会議録署名議員の指名	5 6
議案第 5 3 号 平成 2 4 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算 ( 第 1 回 )	5 6
平成 2 4 年度城南土地開発公社 ( 第 1 回 ) 補正事業計画に関する報 告書について	5 7
議会広報編集委員の選任	5 8
発議第 9 号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	5 8
発議第 1 0 号 井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	5 8
委員会の閉会中の継続調査の件	5 8
閉会	5 9
署名議員	6 0

平成24年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成24年12月14日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成24年12月14日午前10時00分 議長 村田忠文

閉会 平成24年12月14日午後 2時30分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	西島	寛道	7番	古川	昭義
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田	清隆	議会書記	乾	浩朗
議会書記	野崎	裕美			

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教 育 次 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長兼務	木田 修司
企 画 財 政 課 長	脇本 和弘	税 務 課 長	中島 一也
住 民 福 祉 課 長	嶋田 昌弘	高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	奥山 英高	建 設 課 参 事	畑中 智博
産 業 環 境 課 長	藤崎 裕司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦
学 校 教 育 課 長	小川 淳一	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次
学校給食センター所長	田村喜代一		

議 事 日 程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

# 平成24年12月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成24年12月14日（金）午前10時開議

- 第1 議席の一部変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 一般質問
- 第6 報告第11号 専決処分の報告について
- 第7 議案第34号 平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第8 議案第35号 平成23年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第9 議案第36号 平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第10 議案第54号 財産取得について同意を求める件
- 第11 議案第52号 平成24年度井手町一般会計補正予算（第4回）
- 第12 議案第38号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例制定の件
- 第13 議案第39号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例制定の件
- 第14 議案第40号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例制定の件
- 第15 議案第41号 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件
- 第16 議案第42号 道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例制定の件
- 第17 議案第43号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件
- 第18 議案第44号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設の設置の基準に関する条例制定の件
- 第19 議案第45号 河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の基準に関する

- る条例制定の件
- 第20 議案第46号 井手町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第47号 井手町農林関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22 議案第48号 井手町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第23 議案第49号 井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 第24 議案第50号 井手町都市下水路条例の一部を改正する条例制定の件
- 第25 議案第51号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

## 議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さんでございます。

平成24年12月定例町議会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し  
上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めてご多用のところご出席を賜り、厚  
くお礼を申し上げます。

さて、本定例会は汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議  
案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につつま  
しては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託にこたえら  
れますよう期待します。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係  
各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご  
精励賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、  
平成24年12月井手町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、議席の一部変更を行います。

議席の変更は会議規則第4条第3項の規定によって、お手元にお配りしま  
した議場配席図のとおり、西島寛道議員の議席を2番に、1番の議席を空席  
にそれぞれ変更します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、7番、古川昭義議  
員、2番、西島寛道議員を指名します。

日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの12日間に  
したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12  
月25日までの12日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件14件、平成24

年度補正予算 2 件、同意案件 1 件、専決処分 1 件、並びに一般質問は 4 名であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長よりあいさつをいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに 12 月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、9 月から 11 月ごろまでの 3 カ月間は文化祭など行事が集中しております、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期であります。私もこの間多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望等を聞かせていただきましたし、町政への期待の大きさも再認識することができました。

また、先日内閣府が発表した 10 月の景気動向指数速報によりますと、景気の現状を示す指数が 7 カ月連続低下し、基調判断も悪化を示していると下方修正され、景気動向は後退局面入りの可能性が高いことが裏づけされたとされており、このように長引く景気の低迷により、雇用情勢の悪化、デフレや円高などが引き続き予想されることから、地方自治体を取り巻く環境はさらに厳しさを増すものと思っております。

しかし、幾ら厳しい状況になろうとも、これまでどおり健全財政を維持しながら住民サービスが後退することのないよう、また本町が抱えております課題の解決や住民の皆様からお聞きしたことなどをできるだけ新年度予算に反映できるよう、努めてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第 38 号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス者等の指定に関する条例制定の件ほか 17 件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第 38 号から議案第 51 号までの 14 件は、地域主権改革一括法等の施行に伴う条例制定並びに条例の一部改正であります。

議案第52号は、平成24年度一般会計の補正でありまして、補正総額は4,007万8,000円の増で、補正後の一般会計予算は39億6,652万6,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、公共下水道事業特別会計における消費税額の確定及び事業の精算に伴い、当該特別会計への繰出金を78万4,000円減額いたしております。

次に、農林関係では、多賀第2共同てん茶組合が使用しているボイラー及び蒸し器の老朽化に伴い、更新するための補助に220万円計上いたしております。

次に、土木関係では、通学路の安全対策のための道路改良に3,000万円計上いたしております。

以上が、歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金2,624万円、繰越金243万8,000円、町債1,140万円計上いたしております。

議案第53号は、平成24年度公共下水道事業特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第54号は、戸籍総合システム導入について、予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき財産取得契約を締結に当たり議会の同意を得ようとするものであります。

報告第11号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し承認を得ようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（村田忠文） 日程第4、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から11月分例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告を受理し、また上下水道課より水道水分析結果報告書の提出がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらん申し上げます。

次に、井手町議会管外視察研修会に議員を派遣したので、報告書を提出し

ます。なお、あわせましてお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

次に、議員の辞職について、村田晨吉議員から議員辞職願が提出され、議長において平成24年11月19日付で辞職を許可することにいたしましたので、ご報告いたします。

次に、谷田 操議員から、交通対策特別委員の辞任願が提出され、議長において平成24年12月11日付で辞任を許可することにいたしましたので、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は4名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊 陽議員。

10番(中坊 陽) 10番、中坊 陽です。事前通告しております3点についてお伺いいたします。

1点目、元気なまちづくりについてお伺いします。

現在の社会状況は元気を失い、多くの人たちが閉塞感を抱いていると伝えられています。長引く不況下に加えて少子高齢化の進行、やがて迎える人口減少による活力低下の不安なども大きな要因となっています。元気な地域社会を形成することへの期待は大きく高まっています。

しかし、高度経済成長期に経験したような経済成長、人口増加、都市の拡大などに象徴される元気な日本の回復への期待は確信できません。端的に言えば、我が国の社会は都市化、成長化社会から都市型成熟化社会に移行しており、元気な日本へのとらえ方、基準も以前とは異なるものとなっています。

地域社会の主体である人が元気であることが重要です。確かに、経済の成長、景気の回復が人を元気にする面もありますが、むしろ元気な人たちがその主体的な活動を展開し、地域社会を導いていくことが大切です。また、常に拡大志向であった成長に対して、成熟の過程においては地域循環、持続性

など、これまでとは異なる元気なまちづくりが求められています。

本町においては、人口が現在約 8, 0 0 0 人と以前より減少し、少子高齢化が進んでいる状況です。

そこで、元気なまちづくりに努め住民が充実した生活が送れるよう、さらに住民活動を活性化して次代に持続、継承する自立した社会を形成していくまちづくりを目指すことが重要です。今、さらなる行政手腕が求められています。

そこで、1、元気なまちづくりに対する考えは。

2、住民の生きがい活動を支援し、元気なまちづくりのための来年度予算は。

3、元気なまちづくりに若者の町内定住が必要です。福祉面を含めた施策は、についてお伺いします。

2 番目として、ごみの減量化対策についてお伺いします。

家庭ごみの減量化、リサイクル化については、城南衛生管理組合 3 市 3 町それぞれの自治体がいろいろな取り組みをされています。本町においても、本年 4 月より透明袋の導入など実施されて減量化に努められてはいますが、他の市町の取り組みと比べればまだまだ減量化に積極的な取り組みが必要です。

そこで、1、透明袋について、住民協力が得られているか、状況は。

2、他市町では積極的に取り組まれている廃食油(てんぷら油)の回収は。

3、来年度のごみ減量化に対する施策は、についてお伺いいたします。

質問 3、南山城水害発生後 6 0 年目について。

本町の歴史の中でも多くの犠牲者を出した、痛ましかつたと伝えられている南山城水害の発生した昭和 2 8 年 8 月から、来年は 6 0 年目の節目の年度を迎えます。近年では、国内のどこでいつ大雨による被害が発生するかわからない状況です。ことし、近隣の市町村でも予期していない多くの災害が発生しました。

そこで、改めて、水害発生後 6 0 年目の来年度に、住民の災害に対する自覚、認識を高める機会が必要と考えますが、どのようにお考えですか、お伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

議長(村田忠文) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 汐見町長。

町長(汐見明男) 中坊議員のご質問の3点目を私の方から、他の質問については各担当の方から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

南山城水害発生後60年目についてであります。あの悪夢からはや59年が過ぎました。私たちは大きな犠牲のもとに得た教訓を風化させないため、またあの惨禍を再び繰り返すことのないよう、安心・安全なまちづくりに向けて、樋門の改築や堰堤の設置、河川の改修、急傾斜地の整備など、国や京都府のご支援をいただきながら積極的に取り組んでまいりました。

幸いにして、本町においてここ数十年ほとんど被害が出なかったのは、これまで取り組んできた成果があらわれているものと思っております。しかし、近年気候変動などにより、これまでには想像もできないような台風の大型化や竜巻の発生、ゲリラ豪雨などによって大きな被害が発生し、尊い命も数多く奪われております。また、本町にも大きな影響が予想される南海トラフ巨大地震なども、いつ発生してもおかしくないと言われております。

昔から、災害は忘れたころにやってくると言われておりますが、これからも昭和28年の南山城水害を忘れることのないよう、節目節目には記念事業に取り組んでいくべきであると考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本課長。

企画財政課長(脇本和弘) 1点目の元気なまちづくりについてであります。一つ目のまちづくりに対する考え方につきましては、まず、まちづくりの主人公は住民との認識のもと、地域住民が元気で明るくそれぞれの立場で、さまざまな行事や地域での活動などの企画・立案をはじめご参加いただくことが、町の活性化につながるものであると考えております。

しかし、町の活性化のための主人公である住民人口が減少している今日、税金をはじめ住民の諸活動の活力低下や、教育・福祉、さらには商工業や農業、文化や地域の伝統行事など、さまざまな分野に影響が生じてきているのが現状であります。

そこで、人口の減少を少しでも食い止めるべく、交通網の利便性を高めるためのJR奈良線の全線複線化や働く場の確保となる白坂地区への企業誘致、住宅適地拡大のためや災害時に国道24号とのダブルネットワーク機能を形

成するための宇治木津線道路の整備に向けた取り組み、また、泉ヶ丘中学の生徒の海外派遣やスポーツクラブへの支援、中学卒業までの子供の医療費完全無料化や3人目以降の保育料無料化、さらには史跡を生かしたまちづくりなどを実施しているところであります。

また、これらの事業の取り組みのみならず、人口減少の課題解決に向けた提言をいただくため、町外の有識者をはじめ町内の各種団体の代表者などで構成した人口減少を食い止めるための検討委員会を設置し、現在会議や現地視察など積極的に取り組んでいただいております。今後その提言を取り入れながら事業を実施していくことが、活力のあるまちづくりにつながるものであると考えております。

次に、二つ目の住民の生きがい活動を支援するためのまちづくりにつながるための来年度予算につきましては、現在来年度の予算編成の検討が始まったところであり、明確にお答えすることはできませんが、町の活性化のための事業などにつきましては、これまでと同様に実施してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の元気なまちづくりには若者の町内定住が必要であり、福祉面を含めた施策につきましては、ゼロ歳から5歳までの保育や放課後児童クラブの実施、中学校での給食、さらに給食費の補助、先ほども述べたとおり、中学卒業までの子供の医療費完全無料化や3人目以降の保育料無料化など、近隣自治体には例を見ない事業も積極的に実施しております。

今後、第4次井手町総合計画に基づき、若者の町内定住につながるような事業を進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 藤崎課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 2点目のごみの減量化対策についてでございますが、まず、透明袋について住民協力が得られているか、状況はにつきましては、完全施行当初は町全体で8件程度のごみの中身の見えない袋等で排出されていましたが、地元区の協力を得ながら周辺への広報等を徹底することによりまして、現在把握しているところでは中身の見えない袋等では出されておられません。

次に、廃食油の回収につきましては、現在井手町では、上井手地区の子供会が拠点を決めて回収をされていますのと、井手町立給食センターにおきま

して保育園から出る廃食油を含めまして回収されており、それらはすべてバイオディーゼル燃料として再生することを条件に業者に引き渡しをしています。なお、今後につきましては、町として廃食油の回収がごみの減量化にもつながり再生エネルギーとしても再利用されることから、廃食油の回収方法なども含め検討してまいりたいと考えております。

次に、来年度のごみの減量化に対する施策につきましては、ごみの分別の不十分な地区につきましては、その地区の協力を得ながら分別の指導を徹底し、ごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。さらに、広報いでもごみの出し方、分け方などを啓発してまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） ごみの減量化について再質問します。

廃食油については、町内1カ所で集められているという答弁がありましたけども、そこからは町の委託を受けてるけども返却したいという意向というふうに聞いておりますけども、今後どのように、検討するということで答弁ありましたけども、その件についてはどのようにお考えですか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 藤崎課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 返還するとは聞いておりますが、今後回収方法も含めて近隣の市町等のどういうふうに行われているかも研究してまいりながら、検討してまいりたいと考えております。回収方法なども含めまして、近隣の市町のどうされているかも研究しながら、検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） その件にこだわりますけども、約10年ほど前に設置されたと思うんです。その後、その拠点についての行政としての宣伝というんですか、こういう活動をしているということはされてこられたのかどうか。それと、拠点がありますけども、そこにはどれぐらいの人がそこを利用されているのか、把握されているようでしたらお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 藤崎課長。

産業環境課長（藤崎裕司） うちの方としては、町としましても上井手区の子供会さんが1カ所で、拠点で回収されているのは把握してはいるんですが、状況までは今のところ私の手元に持っておりませんので、申しわけございません。

議長（村田忠文） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の3点について、一般質問をいたします。

まず初めに、高齢者への肺炎球菌ワクチンの公費助成について質問いたします。

本町では、インフルエンザの予防接種をはじめ各種の健康づくり事業が実施され、住民の健康保持を図る取り組みが実施されています。厚生労働省の調査では、近年の日本人の死因は多い順に悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎となり、肺炎で亡くなる方が第3位となっております。特に65歳以上の高齢者では、肺炎になると亡くなる確率が飛躍的に高くなることから予防対策が必要とされており、肺炎球菌ワクチンの接種が極めて有効であると言われています。

私は昨年の12月定例会で、高齢者への肺炎球菌ワクチンの公費助成について一般質問をいたしました。高齢者の疾病予防対策として、再度、肺炎球菌ワクチンの公費助成等について、本町の考えをお聞きいたします。

1、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性について。

2、インフルエンザの予防接種と肺炎球菌ワクチン予防接種と同時に接種することについて。

3、公費助成を実施する市町村がふえてきていると聞いていますが、近隣の状況について。

4、本町の高齢者に対する肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成について、お伺いいたします。

次に、福祉用具購入及び住宅改修の受領委任払い制度の導入について質問いたします。

平成12年4月に介護保険制度が始まり、12年が経過しました。これま

で3年ごとの見直し規定にのっとり、その都度制度等の見直しが行われてきました。本年4月には介護報酬が改定され、各地で新たな計画がスタートしたところです。

介護保険での福祉用具購入及び住宅改修費の支給は、利用者が全額負担しその後申請して介護給付分の9割を受け取る償還払いが原則となっています。一方で、一定の要件を満たせば利用者が自己負担分の1割分のみを事業者を支払えば、残額は自治体から事業者を支払われる受領委任払いを導入し、償還払いと選択性をとっている自治体も出てきています。利用者にとっては、一時的であれ全額負担となると相当な経済的負担を強いられることとなります。受領委任払いの導入を進めることで、実態として利用者の負担軽減を図ることができます。そこで、次のことについて質問いたします。

1、本町においても利用者の負担軽減を図るため、受領委任払い制度を導入する必要があると考えますが、本町の考えをお聞きします。

2、介護保険で福祉用具購入や住宅改修の利用できる条件、限度額、主な対象について、また本町における23年度の介護保険での主な福祉用具購入状況と総額及び住宅改修状況と総額について。

次に、学校施設の防災機能の整備について質問します。

大規模地震等の災害発生時、学校施設は地域住民のための応急的な避難所となる役割を担っています。そのために、耐震性の確保だけでなく食糧、生活必需品等を提供できるように必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な諸機能を整えることが求められています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、過去大規模地震の際も学校施設は多くの住民を受け入れ、避難所として活用された実績が多々ありますが、その一方、当然のことながら学校は教育施設であるため、防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便や不具合が生じたことも事実です。

平成7年に阪神淡路大震災を経験した神戸市や、平成19年に新潟県中越沖地震を経験した柏崎市の両教育委員会が、震災時に避難所となった学校を対象に、防災拠点（避難所）として学校に必要なものを学校関係者に聞き取り調査し公表しているデータもあります。また、既に大規模地震等に備えて学校施設の防災機能向上のためのさまざまな取り組みを実施している市町村も多くあります。そこで、次のことについて質問します。

1、今日まで学校施設において各種の防災訓練が実施され、住民の防災意識も高まり、さまざまな災害に対応できる防災機能の整備を充実させる必要があると考えますが、本町の考えについて伺います。

2、現在、本町の学校施設では、避難所開設の基準及び必要備品の調達、役場職員及び消防団の配置計画、住民への周知等のマニュアルはどのようになっているのか。

3、地域防災計画における避難所としての学校施設の防災機能の整備計画について、伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 奥山所長。

保健センター所長（奥山英高） 岡田議員のご質問にお答えします。

1点目の高齢者への肺炎球菌ワクチンの公費助成についてであります、まず一つ目の肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性につきましては、昨年12月議会の一般質問で答弁しましたとおり、肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も多い肺炎球菌という細菌に有効な予防ワクチンであります。すべての肺炎を予防するワクチンではありませんが、接種することで肺炎球菌によって引き起こされる気管支炎などの感染症を予防する効果があります。

次に、二つ目のインフルエンザの予防接種と同時接種することにつきましては、通常はいずれかの予防接種を行った後は、6日以上の間隔をあけてもう一方を接種します。ただし、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができるとお聞きしております。

次に、三つ目の近隣市町村の状況につきましては、和東町、宇治田原町が平成23年度から、京都市、京田辺市、八幡市が平成24年度から助成を開始されたとお聞きしております。

次に、四つ目の高齢者に対する本町の公費助成の考えにつきましては、本年5月に厚生労働省の諮問機関であります厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会による予防接種制度の見直しについての第2次提言が出されており、その中で医学的、科学的観点から、肺炎球菌予防ワクチンについて広く接種を促進していくことが望ましいとして、定期接種への位置づけをするよう求

めていますが、しかし、国はまだ助成の裏づけや法案提出もされていない状況でありますので、今後、国の法律改正などの状況を注視してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 花木課長。

高齢福祉課長（花木秀章） 2点目の、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入についてであります。受領委任払い制度は利用者がサービス提供事業者から費用の1割を支払い、残りの9割を市町村からサービス提供事業者へ委任払いするもので、利用者の一時的な負担の軽減になるものと考えられますので、本町といたしましても、他市町の事例等を踏まえながら制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険での福祉用具購入につきましては、在宅の要介護、要支援者が都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる特定福祉用具を購入したときは、居宅介護福祉用具購入費が償還払いで支給されるものでありまして、支給額は支給限度基準額の9割が上限となります。なお、支給限度基準額は同一年度で10万円となっております。

また、介護保険での住宅改修につきましては、在宅の要介護、要支援者が手すりの取り付け等の住宅改修を、実際に居住する住宅について行ったときは、居宅介護住宅改修費が償還払いで支給されるものでありまして、支給額は支給限度基準額の9割が上限となります。なお、支給限度基準額は、同一住宅で20万円となっております。

本町における平成23年度の介護保険での支給実績につきましては、居宅福祉用具購入費が47件で132万2,602円、居宅住宅改修費が49件で443万4,102円です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治） 3点目の学校施設の防災機能の整備についてであります。一つ目の学校施設の防災機能の整備を充実させる必要につきましては、平成20年3月に泉ヶ丘中学校体育館改築により、すべての学校施設の耐震化が完了し、現在学校施設の避難所の充実を図るため、本年度と来年度の2年間で備蓄物資の設置を進めております。なお、本町では災害時には備蓄物

資にも限界があることから、自主防災組織との連携により、食糧の持ち出しをいただくこともできますし、以前より広域的に関係企業や団体などと応援協定を締結し、災害時の対応の充実を図ってきているところでもあります。

二つ目の学校施設の避難所開設の基準等につきましては、避難所の開設については地域防災計画により定めておりまして、救助部（高齢福祉課ほか）に担当させることとし、平常時からかぎの管理をしており、震災時には速やかに開設することとしております。

次に、必要備品の調達につきましては、調達部（同和・人権政策課ほか）が担当しており、応急復旧資材などの調達をすることとしております。

次に、職員及び消防団の配置計画につきましては、震度4の地震が発生した場合には、A号配備により職員及び消防団員総数39名を配置、震度5弱、5強の地震が発生した場合には、B号配備により職員及び消防団員総数48名を配置し、災害警戒本部を設置する計画となっております。また、震度6弱以上の地震が発生した場合には、C号動員を行い災害対策本部を設置し、全職員及び全消防団員を動員する計画となっております。なお、避難所の職員の配置計画は救助部（高齢福祉課ほか）が担当で、避難状況により配置をするものであります。

次に、住民への周知等のマニュアルにつきましては、従来から避難所の設置場所を防災マップで示しておりまして、避難所を開設した場合には役場広報車や消防団積載車で周知することとしております。

三つ目の、地域防災計画における避難所としての学校施設の防災機能の整備計画につきましては、災害時に学校等において迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識灯の避難設備をはじめ、必要な施設、設備の整備を促進することとしております。また、避難所としての機能整備につきましては、災害時には周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備、充実を促進することとしております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 高齢者への肺炎球菌ワクチンの公費助成の件ですけれども、知ってる人が田辺の病院へ行かれたら、こういう助成があるので井手町

で問い合わせしてくれと言われたということで、私の方にもそういう問い合わせがあったんですけども、井手町の役場の方にも問い合わせが来てくると思うんですけども、高齢者の方が肺炎で亡くなる方が大変多いということで、ぜひとも肺炎から高齢者の命を守るためにも、この肺炎球菌のワクチンの公費助成が、私は大変必要やなというふうに感じておりますので、ぜひ実施していただけるようお願いしたいなと思ってるんですけども、そのことにつきまして、町長、一言何かご答弁いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 汐見町長。

町長(汐見明男) 先ほど答弁したとおりですけども、十分検討してまいりたいと思っております。

議長(村田忠文) 次に、木村武壽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村武壽議員。

12番(木村武壽) 12番、木村武壽です。

皆さん、おはようございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項としまして、休養村入り口に多目的広場の新設をとということでさせていただきます。

最近、特に井手町役場の対応がよくできていると住民の方より聞いております。おそらく1階受付の対面方法のことと思いますが、対応の仕方も大変よく勉強できていると聞いております。また、教育委員会におきましても、上へ行くと花を植えたり、掃除もよくできておりました、自然環境の取り組みができていると住民の方より感謝されていると聞いております。

ところが、11月に行われました文化祭の取り組みについては、いろいろ意見を言われました。作品の展示をはじめ、菊花展、農産物の展示、模擬店についても、どれをとりましたも優劣つけがたいほど頑張っているのに、仕上がっているのに、土曜日はまだしも日曜日は12時半過ぎたらもう従業員しかいないということは、関係者しかいないということやったと思います。これにつきまして、どうなってるのとほとんどの参加者が言っておられました。

その参加者に聞きますと、町道3号線等に張り巡らされた駐禁の看板と赤

いコーンの異常な数、また新四郎山駐車場からの坂道の距離、また巡回バス等の待ち時間等々、自由に車で参加できないということでもございました。

文化祭におきましても、どんなイベントにおきましても、参加者の足が速いと、本町一番の取り組みである文化祭も報われないことになります。

数年前に先輩議員から、休養村入り口の農地を多目的広場にするよう要望されておりまして、今回つくづく感じたところでもございます。長いスパンでスポーツにも、また災害避難場所にも、駐車場にも使える広場の新設を考えてみられてはいかがでしょうか。最近では、地価の値打ちも少し下がっていると聞いております。また、川柳の祭典の成功は場所だったと考えておりますが、その辺はいかがでしょうかでございますか。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村課長。

社会教育課長（木村坂次） 木村議員のご質問にお答えします。

1点目の休養村入り口に多目的広場の新設をについてはありますが、本年度開催の第33回井手町文化祭は、文化協会の役員の皆様を中心に各種団体が協力して実行委員会を結成し、文化活動の成果の発表をはじめ商工祭、農林業祭、健康のつどいや模擬店など、多くの団体が参加する井手町全体の総合イベントとして開催されました。

今回の文化祭は、作品展示会場などは工作体験をする園児や児童でにぎわいを見せるブースがあるものの、例年と比べると参加者数は若干下回っている状況でありました。近年、最盛期と比べて、文化祭に限らず参加者が年々徐々に減少する傾向にあります。これは人口減少や少子高齢化などが影響してきているのではないかと考えております。

この11月26日に文化祭実行委員会が開催され、来年度に向けての協議が行われましたが、その中で今後とも住民祭りの形を守り総合的な文化祭として開催していくことが確認されるとともに、長年の開催によってマンネリ化の面も見られることから、より多くの参加を得るためにも一層工夫していく必要があるなどの意見が出され、来年度は実行委員会の立ち上げを1カ月早めることになりました。また、文化祭会場へのアクセスにつきましては、巡回バスの乗客数が時間帯によってばらつきがあるというご意見が出ており、

来年度に向け検討を要すると思っております。

ご指摘の多目的広場の設置につきましては、スポーツ施設は近くに山城勤労者福祉会館や新四郎山住民グラウンドがありますし、災害避難場所としては自然休養村管理センターや山吹ふれあいセンターの建物並びに駐車場でおおむね確保できていると思っております。また、文化祭参加者に対応できる駐車台数を考えますと、最低でも泉ヶ丘中学校のグラウンドの広さが必要でありますし、それだけの広い用地を確保するのは現実的にかなり難しいものがあると考えております。また、小規模で中途半端な駐車場整備はかえって車両のラッシュやそれに伴うトラブルの発生が危惧されるところであります。したがって、多目的広場を新設することは考えておりません。

なお、国民文化祭の川柳祭典の成功は、場所によるもののご指摘ですが、足かけ4年にわたる準備と住民を上げてのご協力によって成功に導かれたものと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

まず、質問に入る前に、このたび日本共産党の同僚議員が任期途中で辞職したことに关しまして、住民の皆さんの期待に背く結果になったこと、同僚として心からおわびを申し上げたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

質問に入らせていただきます。

介護保険についてであります。年金の少ない方や低所得層には、介護保険料や利用料の負担は非常に大きいものとなっております。本町の介護保険料区分では、第1段階として世帯非課税の老齢福祉年金、年額としてわずか40万程度の受給者の方からも、年額2万8,284円徴収するような規定になっております。第2段階に当たる住民税非課税世帯で、収入80万円以下の低所得層からも3万1,679円徴収しております。これらの世帯は、単身家庭と仮定しますと、ほぼ生活保護基準以下か同等ということになります。非課税年金等の実質的な収入がある場合を除いて、生活保護基準程度の収入しかない世帯では非常に負担が大きい額であると考えます。減免が必要では

ありませんか。

本町の介護保険料減免規定は現在4項目となっておりまして、1番目が生計維持者の被災、2番目、生計維持者の死亡や障害、入院、3番目が生計維持者の休廃業、失業など、4番目が生計維持者の不作為などによる収入源ということに限られています。これ以外に、他の市町村に例がありますように、その他の町長が認める場合というような1項を設けて、生活保護基準以下あるいは基準の何%以下などの基準を設けて、そもそもの低収入を減免理由とすることが必要ではないか、検討を求めます。

また、現行の1から4の場合の減免規定についても、現在どのように周知徹底をされていますか。保険料の通知書が行きますけれども、それとともに1から4の減免規定があるということを説明していますか。

各項に基づいて現在何件の適用がありますか。

介護保険利用料についても、自治体独自で助成を行っているところもございます。やはり生活保護基準あるいはその何%以下というような基準を設けて、その世帯については減免するという規定が必要ではないか伺います。

次に、就学援助の拡充についてであります。

本町の就学援助の受給児童・生徒は、決算委員会のときの説明によりますと、2011年度561人の小・中学生のうち72人で12.8%に当たるということでしたが、2010年度から新たに国が支給品目に加えた3項目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費というものは支給をしておりません。憲法第26条には義務教育は無償と明記をされておりますが、実際には学用品費、教材費、給食費、校外学習費など保護者の負担となっております。今年度から中学校では武道が必修となって、新たに柔道着などの負担もふえました。景気回復の兆しが見えず、教育費負担の軽減、就学援助の充実が求められております。

新3項目の支給実施へ、本町として検討は行っているのでしょうか。国の新3項目の支給基準はどうなっていますか。特にクラブ活動で実質どのくらいの費用が保護者負担となっているか、調査を行うべきではないか伺います。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 花木課長。

高齢福祉課長（花木秀章） 谷田議員のご質問にお答えします。

1点目の介護保険についてであります。低所得者に対する介護保険料の減免について、本町の現行の介護保険料は府内全体で3番目に低い額となっておりますが、さらに低所得者への保険料減免を実施した場合、介護保険料全体の上昇にもつながると考えられることから、減免は考えておりません。

なお、谷田議員の指摘される高齢福祉年金受給者は、現在井手町にはおられません。

また、本町の介護保険条例に規定する介護保険料減免につきましては、保険料の納付相談などの際に必要な応じて説明しております。なお、現在減免適用を受けている方はおられません。

介護保険利用料につきましても、高額介護サービス費等で低所得者には負担が過重にならないよう、所得区分ごとに軽減された上限額が設定されていることから、本町独自の利用料の助成や減免は考えておりません。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 小川課長。

学校教育課長（小川淳一） 2点目の就学援助費の拡充についてであります。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目の支給実施の検討につきましては、これまでにクラブ活動費などの調査を行い、既に町長部局とも協議を済ませ、次年度から支給するべく事務を進めているところであります。

次に、支給基準についてであります。文部科学省の平成24年度要保護児童生徒援助費補助金予算積算単価によりますと、年額でクラブ活動費では小学校が2,630円、中学校が2万8,780円、生徒会費では小学校が4,440円、中学校が5,300円、PTA会費では小学校が3,290円、中学校が4,070円となっております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 介護保険についてですけれども、所得と収入というのが違うということは当然おわかりだと思うんです。本町の基準でいいますと、第1段階の方は、高齢福祉年金の方はもう井手町ではおられないということですから、生活保護受給者だけということになりますので、その部分は公費から出るということで問題はないかもしれないと思うんです。第2段階にな

りますと、住民税世帯非課税ということですから、その世帯で十分な収入のある方がおられない。その中で、課税年金収入とほかの所得あわせての合算が80万以下ということですから、非常に世帯が、何人の世帯かによって考えが変わるかもしれませんが、これが単身でなくて何人かの世帯ということになりますと、本当に貧困層ということになると思うんです。それでも3万円越える負担というのは、他の市町村の介護保険料の区分と比べますと、一番しんどいここの層が高いと、比較的、井手町の場合は思うんです。収入の高い層についてはご負担いただくということは理解できるんですよ。しかしここの層が非常に、井手町の場合は負担が重いんじゃないか。ぜひ、検討していただきたいと思うんですけれども、そこの方で課税年金ということですから、非課税の年金があるような方まで、収入があるんですからそういう方は、そういう方まで対象にしろとは言わないわけです。だから、基準はこれでいって、実際の収入が本当にこれだけやと、80万で年間暮らさんなんというような人については、これはほんま生活保護基準以下じゃないか、そういう方については、申請でいいから町長が特別に認めるという項目をつくって減免をする。一律にせいと言ってません。そんなん、他の収入があったり親戚縁者親兄弟援助を受けられる方は、生活保護だって対象にならないわけですから、そういう方は別として、本当にこれでやってはるんやという方については、生活保護も受けずに頑張っておられるという方があれば、そういう方については減免できるような規定を1項目設けておく。申請されるかどうかはまた別かもしれないけれども、当然のことではないか。これだけ貧困が深刻化してる中では、何とかそういう道をセーフティネットとして設けておくということが必要ではないかと思うんですけれども、もう1回その点について、特にこの第2段階の方、どうだろうかということをお伺いしたいと思います。

他の減免規定、現行で行われている減免規定についても、今の話を聞いていると、納付相談に行かないとそういう説明がなかなかないわけでしょう。納付相談に行かれるということは、払えないと言って相談に行かはるのがほとんどですよ。ですから、そういう方についてだけはあなたのところ去年より収入減ってませんか、病気で入院されたり一家の大黒柱の方が収入減ったりされてませんかという話を、そうやって初めてお教えしましょうというのはやっぱり冷たいんじゃないですか。それはやっぱり知る権利もありますか

ら、きちんとあなたのご自身の保険料は幾らですよと通知をする際に、井手町の場合は去年よりこんな状況で収入が激減しましたよという方については減免の制度がありますよということは、当然お知らせをしないとあかんと思われます。他市町の例で、こういう災害等の項目でなくて、いわゆる低所得で減免を認めてるところで、せっかくそういう減免制度をつくったけど申請なかったという話も聞いてるんです。ところがそれを通知書とともに、実はこういう制度がありますよ、お宅の場合は当てはまりませんかというようなことを全部通知書とともに送ったら、やっぱり利用者の方がふえたというようことが例として聞いているんです。ですから、井手町の場合まだこの4項目しか減免規定はないけれど、今これだけの経済情勢ですから、昨年より急に失業したとか病気になったという方は多いと思うんです。当然これは納付相談に来てからではなくて、通知書とともにお知らせを入れてほしいと思うんですけど、それ、いかがですか。

それと、就学援助の問題ですけれども、来年度からやってもらえるということなんですけれども、クラブ活動の負担が国基準で中学校2万8,780円、これは年額ですよ。今回調査しましたとおっしゃいましたから、どの程度年額として中学生が、井手町の子供、クラブ活動、負担になってるのか。クラブ活動に関する調査の結果、今わかれば少し教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 花木課長。

高齢福祉課長(花木秀章) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護保険料の第2段階の方について負担が大きいのではないかということに関してですが、まず、介護保険制度におきましては保険料を所得段階に応じて、国では原則6段階で設定するという事で低所得者への配慮をうたっておりますが、本町では第8段階、軽減分もあわせると10段階に分かれた介護保険料を設定しております、低所得者への配慮は一定行っております。

また、うちの第2段階について他市町より多いのではないかというご指摘がありました、本町の今期の基準額は4,714円でございます、府内全体での基準額は5,280円でございます。本町の第2段階は0.56であります、仮に府内平均の介護保険料基準額に第1段階と同じ0.5とい

う基準を設けた場合でも、本町の第2段階の0.560の方よりも多い月額になります。ですので、本町の第2段階に当たる額は決して多いものではないと考えております。

続きまして、減免の通知についてであります。現在でも納付の相談等で減免に関する規定は行っておりまして、減免の概要については今後保険料の納付の際に減免がありますという通知は行っていきたくと思いますが、制度の詳細につきましては今後とも窓口での対応ということにさせていただきたいと思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川課長。

学校教育課長(小川淳一) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

クラブ活動費の保護者負担の調査についてでございますけれども、中学校の方の男女の八つの運動クラブにおきまして調査をいたしましたところ、ユニフォーム、シューズ、ラケットなどの用具について1生徒、これは3年間、生徒が1、2、3年間の分として費用負担が1万3,200円から4万3,000円となっております。クラブによりまして費用負担に幅がございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 介護保険の軽減措置ですけど、現行の分はそんな決まった規定があるわけですから、それを概要だけは知らせますというのは、本当に何でそんなことになるのか。当然、こう決まっていますということ、概要でなく詳しくご説明するのは当たり前ではないかと思っておりますので、今後通知をするというなら詳細にわたってこういう規定になっておりますということ、きちんと伝えていただきたいということを要望としてつけ加えます。

それと、クラブ活動の費用ですが、用具だけでなくクラブ活動には交通費もかかりますし、お弁当とか特別な食費とかそういうものもかかります。選手の発見の費用はもちろん町は面倒見をされている部分もありますけれども、やっぱりそれだけで済まない部分がありますので、かなり費用がかかるということについて十分認識をしていただいて、国基準にとどまらず、また、

こういう就学援助だけでなくクラブ活動の援助ということも広く考えていた  
だきたいというふうに要望して終わります。

議長（村田忠文）　これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩　午前11時15分

再開　午前11時25分

議長（村田忠文）　休憩前に引き続き、再開します。

日程第6、報告第11号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　協本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（報告第11号を朗読説明）

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　谷田議員。

11番（谷田　操）　7ページの備品購入費について、どういうものを購入  
されるのかというかされたのか、専決ですので、お伺いしますが、それと、  
投票所の入場券の発送の方法ですけれども、郵送で発送されていると思うん  
ですが、世帯によって同じ世帯の方の入場券がばらばらに届く。ほかの家族  
の分が届いたのに自分の分が届かないということで苦情を申し上げたら、郵  
便局の方にはありましたというような返事が返ってきたと、非常に信用性が問  
われると思うわけですけれども、問い合わせされた方がその時点で近隣の、  
お近くの方に聞いてもまだ来てないという方が大半だった。同じ町内でも、  
少しずつ差をつけて一遍に発送しないで地域ごとに発送されたりされてるの  
か、同じ世帯の方は一緒になるような発送方法をされているのか、届かない  
というような問い合わせ等は現在でどのぐらいあるのかということをお伺い  
します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　西島課長。

理事（西島栄治） 谷田議員の質問であります。備品購入費の関係であります。この備品購入の内訳につきましては、今回もう購入をしておりますが、記載台を4台購入をしております。また机等も6台購入しております。また、冬の関係でありますし、ストーブ等も購入予定ということでございます。その関係で予算が35万2,000円の予算を計上したということでございます。

それと2点目の入場券の関係であります。入場券については、もう数年前から郵便局を通じてはがきで入場券を発送しているということで、私ども入場券は全部世帯ごとでずっとコンピューターで出しておきまして、それを六千何枚を郵便局の方に届けている。ほとんどというより世帯ごとに郵便局の方に届けているということでもあります。今回も公示の日に届けまして、郵便局としては2、3日の間に届けるというようなことを聞いておきまして、数件そういう苦情が入ってきました。早速郵便局の方にもこういう苦情が出ているということで、うちの方からも郵便局にはちゃんと世帯ごとで配ってほしいという要望はいたしておきまして、ただ、全体的には最終的には、ばらばらになっているかもわかりませんが届いたというように考えておきます。

それと、信用性というより、うちとしては郵便局に配達をお願いしているということでもありますので、当然責任は郵便局の方でありまして、その地域の方に郵便局から謝りというふうに行っていたところもありますので、町としては数年前から郵便局を通じて発送しているというふうにご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、報告第11号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第11号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、報告第11号は承認することに決定しました。

日程第7、議案第34号、平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第9、議案第36号、平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題とします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽決算特別委員長。

10番（中坊 陽） 10番、中坊です。

ただいま議題となっております議案第34号、平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第35号、平成23年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第36号、平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月24日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く11名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第34号から議案第36号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。なお、本3件はいずれも井手町における平成23年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る9月26日、27日の2日間にわたり招集いたしましたして、10名の委員出席のもと汐見町長以下町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の質疑を行い、次に特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程に出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしく願います。

次に、質疑並びに討論の終了後に本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第34号、平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数をもって認定され、議案第35号、平成23年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第36号、平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、賛成全員をもちまして認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

平成24年12月14日、決算特別委員会委員長、中坊 陽。

以上です。

議長（村田忠文） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 反対の方からよろしくお願いします。

谷田議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

ただいま議題になっています第34号から36号の3議案のうち、井手町一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対する立場から、第34号議案に反対、第35号、井手町水道事業会計決算と第36号、井手町多賀財産区特別会計決算には賛成の立場で討論をいたします。

今、深刻なデフレ不況下で、勤労者の所得は大幅に減り続けています。災害やエネルギーへの不安、若年層の雇用不足、高齢者にとっては衆院解散のどさくさに十分な審議もないままの年金の削減が決定され、介護や医療の負担はますますふえ続けるという強い閉塞感が町を覆っています。現在衆院選

のただ中ですが、日本共産党は内需拡大で消費税増税なしに経済の活性化、即時原発ゼロ、TPP参加断固阻止、憲法を守り生かす平和日本へと、国でも地方でもあらゆる分野で国民の立場に立った改革を提案して行動をしています。その立場から、2011年度決算の問題点を指摘をしたいと思います。

2011年は3月11日に東日本大震災が発生し、井手町でも災害に強いまちづくり、社会的連帯の大切さ、原子力から脱却し再生可能エネルギーへ切りかえる道、放射能から子供たちを守る問題などがクローズアップされた年となりました。一般会計決算は基金を3,756万円積み増した上で、実質収支額が3億6,212万7,000円と、歳出総額の1割以上も繰り越す大幅黒字です。基金総額は約51億3,461万円に上ります。町の景気は冷え込み、住民生活は不安でいっばいの不況下、町の会計だけは大幅な黒字と多額の貯金を続けていることに強い違和感を覚えるのは、私だけでなく多くの町民の皆さんから指摘を受けているところです。黒字や貯金はJR奈良線の複線化投資に限らず、住民生活に役立つ町内循環バスや京田辺方面への住民の足確保、国保税、介護保険料、介護保険利用料、水道料金などの公共料金の値下げ、給食費など教育費の保護者負担軽減、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及や住宅リフォームへの助成で、地域経済活性化と防災に役立てる身近な事業を町内中小零細事業者に積極的に発注するなどして住民に還元をし、町長をはじめ特別職の報酬削減、高級町長専用車の廃止など無駄を削り、真に住民に奉仕する行政改革を求めます。

個別の施策としては、ゼロ歳児保育や学童保育の充実は、若い世代が子育てできる町かどうかの試金石であります。低年齢保育の定員増、保育所・学童保育とも、実態に合った保育時間の延長、保育所の保育料に準じて学童保育料も3人目は無料とするを求めます。就学援助は、お金がないため十分な教育を受けられない子供を出さないための最低限の施策です。本町では561人の児童・生徒中、72人、12.8%が対象となっていますが、不況下で潜在的なニーズが広がっています。生活保護基準の何倍までの収入で適用を認めるのか明確化し、公表、周知するべきです。小・中学校の給食費援助は、1食17円に限っているため、176万6,330円しか執行されていません。従来から予算化されてきた320万円の55%に過ぎません。320万円全額執行し、給食費の保護者負担を抑えるべきです。

町内の木造住宅の耐震改修は思い切った施策を打たなければ進みません。

どんな改修にも利用できる住宅リフォーム助成制度をプラスして、耐震化改修工事への垣根を下げることは、低所得者が多い本町で行政が手を差し伸べるべき課題であり、建設関係就業者が多い本町では景気対策にもなります。積極的に導入すべきです。

鳥獣害対策は、農業者の耕作意欲にかかわる重大施策です。防護さくの設定などの要望に積極的にこたえるべきです。

国民健康保険会計では、無職者が6割という国保加入者の現状から、一般会計から繰り入れてでも保険料は抑制し、収入激減者の保険料減免、窓口での一部負担金減免制度をつくるべきです。

後期高齢者医療特別会計では、高齢人口がふえるもとで、今の制度では見直しのたびに保険料が上がらざるを得ません。後期高齢者医療制度は一刻も早くもとの老人医療制度に戻した上で改善を進めるべきという立場で、反対をいたします。

介護保険特別会計では、要支援、要介護と認定されている高齢者は17%に過ぎず、いざ利用するとしても入所施設などなかなか利用できない、まさに保険あって介護なしの状況です。また、高額介護サービス費、特に医療との合算介護サービス費の支給は速やかに行うよう求めます。

住宅改修や福祉用具購入で、受領委任払い制度の導入を強く求めます。

以上のような理由から34号議案に反対、第35号、井手町水道事業会計決算、第36号、井手町多賀財産区特別会計決算には賛成をいたします。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

賛成の立場から討論をいたします。

ただいま議題となっております平成23年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論をいたします。

平成23年度の日本経済は、リーマンショックから4年目を迎え、海外経済の回復や各種経済政策によって持ち直しが期待されてきました。しかし、2011年3月に発生した東日本大震災により、我が国の経済活動は深刻な

打撃を受け、マイナス成長が四半世紀続くなど平成23年度は厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じて、サプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や特に欧州の債務危機がより深刻度を増したため、世界の通貨供給量が縮小し始め、また世界の貿易量が減少に転じる中で日本も輸出減少による新たなデフレ要因に見舞われました。世界銀行は2012年の世界全体の経済成長率予測を大幅に下方修正するとともに、日本経済成長率も引き下げています。また、現在国と地方を合わせた長期債務残高は、平成23年度末において903兆円に上ると見込まれており、依然危機的な財政状況にあります。

地方自治体を取り巻く財政環境においても、継続した国庫補助負担金の縮小、削減、地方交付税の見直しなどが行われ、依然として厳しいものがあります。

こうした状況の中、本町の平成23年度の一般会計、特別会計決算では、持続可能な行財政システムの構築を目指し、事務事業の見直し等さらなる経営改革に積極的に取り組みつつ、第4次井手町総合計画に掲げている自然を守り生かす、人とつながりを育てる、暮らしを守り活力をつくるという三つの基本理念のもと、重点戦略を中心に限りある資源を各分野において重点かつ効果的に分配し執行されました。

歳入面では法人町民税や普通交付税の減収により、前年度と比較すると7億7,613万9,000円と率にして16.5%の大幅な減となっています。しかし、税機構と連携しながら町税などの徴収努力をはじめ、国や京都府補助制度による財政援助など、ありとあらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがわれます。このような努力に対し、高く評価をいたしたいと思います。

歳出面においては、経営全般の節減はもとより、限られた厳しい財源の中で創意と工夫により積極的な施策の展開が行われています。総務関係では公共施設へのLED照明整備やAEDの設置、町外の有識者と町内の住民代表などからなる人口減少を食い止めるための検討委員会の設置、安心・安全のためのエコ防犯ソーラーライトの整備や交通安全施設整備など、住民の要望にこたえた評価できるものであります。

民生関係では、障害者自立支援事業費や障害者施設通所交通費助成金、玉

泉苑東側駐車場の整備や公共施設のバリアフリー整備、老人クラブ活動助成など身障者、高齢者に対する数々の支援施策のほか、老人福祉センターの改修や保育環境の整備として多賀保育園、いづみ保育園のプールの改修、子育て支援掲示板の設置や大型遊具の購入などが実施されています。

衛生関係では、住民の保健、健康づくりのための各種事業の実施、環境対策として家庭から流れる家庭雑排水や工場の事業活動に起因する町内河川の汚濁防止及び新四郎山ごみ処分場からの雑水の水質検査、ごみの減量化、資源の再利用のための完全分別収集の実施、住民からの要望にこたえた井手町共同墓地の新たな水くみ場の設置などが実施されています。

農林関係では、有害鳥獣駆除や豊かな緑と清流を守る森林整備事業の実施、商工費では商工会振興事業、桜まつり、観光案内板整備、土木費では各道路の改良事業、下排水路改修、合藪ポンプ場発電機更新、玉川砂防公園、谷川ホテル公園、椿坂公園の整備など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備が多く実施されています。

消防費では、住民の防災意識の高揚と災害に強いまちづくりのための水防倉庫移設整備、備蓄倉庫整備や放射線測定器の購入、災害を想定しての自主防災組織、消防団、行政との連携による防災訓練など、計画的に実施されており、評価すべきところが随所に見られます。

教育関係では、小・中学校のエコスクール化のための調査研究事業や小・中学校図書館充実事業、チャレンジ学習事業やジョイントアップ推進事業、給食センターの食器・食缶洗浄購入など、教育施設の充実に積極的に取り組まれています。

以上のように、歳出内容はどこまでも住民要望に最大にこたえられるよう、町長、職員が一丸となって努力されているところがうかがえる決算であると思います。その結果、一般会計では歳入総額39億3,875万7,000円に対し、歳出総額35億6,679万8,000円、歳入歳出差し引き額では3億7,195万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源の983万2,000円を差し引いた実質収支額は3億6,212万7,000円の黒字となる。これらの黒字決算を見るときに、町長、職員の努力の賜物と高く評価するものであります。また、財政健全化審査意見書の健全化判断比率の四つの指標も良好な数値であり、健全な財政運営に努められているところが見受けられます。

特別会計に関しましても、少子高齢化が進み、財政状況が厳しい中ではありますが、大変努力していただいていることは高く評価できるものであり、今後も財政健全化に努力していただきたいと思います。

以上の観点から、平成23年度一般会計並びに特別会計の決算の認定に賛成いたします。

以上であります。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これより、議案第34号、平成23年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手多数です。したがって、議案第34号は認定することに決定しました。

これより、議案第35号、平成23年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。したがって、議案第35号は認定することに決定しました。

これより、議案第36号、平成23年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。したがって、議案第36号は認定することに決定しました。

日程第10、議案第54号、財産取得について同意を求める件を議題とし

ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘)

(議案第54号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 10番、中坊です。

予定価格からの落札率を教えてください。

それと、今までこの会社はあったんかわからないですけど、本社、これ、三重県ということで遠いんですけども、ここの支店なりが近くにあるのかどうか、営業所なり。

それと、近隣の自治体でこの会社が採用された実績があるのか、お伺いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 中坊議員のご質問にお答えします。

まず始めに、今回の予定価格につきましては5,013万2,000円でございます。今回の入札額につきましては1,680万円、落札率にしまして33.5%でございます。

次に、支店はあるのかということでございますが、松阪市以外に支店はございません。

次に、この会社の稼働している実績があるかどうかということでございますが、これにつきましては平成19年から23年までの5年間の間で、奈良県内では9市村でございます。三重県内では3市町、また東京1市、福島県3町村、岩手県1市、山形県5町村の稼働実績がございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 支店なり営業所があるということですけど、近隣にはあるんですか。支店があるということやったんやけど、この近くであるのかないのか。

それと、近隣での実績はあるのかないのか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 嶋田課長。

住民福祉課長（嶋田昌弘） 支店の関係で、近隣ではございません。（「支店もないの。あると言うたのは聞き間違いか」の声あり）近隣の支店はございません。（「支店はないねんな。支店はあるの」の声あり）支店はございます。近隣ではございません。（「京都府内にはないの」の声あり）はい。京都府内の実績はございません。

全国で5年間で25市町村でございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 落札率が33.5というのは余りにも低いので、建設工事等でしたら低入札調査の対象になるわけですけども、財産取得についてはそういう規定が今ないと思うんですけど、余りに低落札率だからその点については調査をしようというようなことにはならなかったのかということと、一般競争入札ですが、応募されたのは何社あって何という企業か、それぞれの名前と入札金額をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 嶋田課長。

住民福祉課長（嶋田昌弘） それでは、私の方から2点目の質問につきましてお答えします。

今回の一般競争入札には2社が応札をされました。業者名でいいますと、富士ゼロックスシステムサービス株式会社営業本部公共システム営業事業部関西支社でございます。その入札額につきましては5,013万2,000円でございます。もう1社につきましては、ただいま説明いたしました会社でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 低入札の関係でございますが、これにつきましては谷田議員言われたように、工事請負ではございませんので、制度的にはございません。ただ、結果が33.5%ということで、私どもも契約を結ぶに当たり顧問弁護士とも相談しながら、相談をしまいいりまして、そういう中で将来問題が起きないように対応を考えながら進めてきたところでございます。以上であります。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第54号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第54号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手多数です。したがって、議案第54号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。1時から再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第11、議案第52号、平成24年度井手町一般会計補正予算(第4回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第52号を朗読説明)

議長(村田忠文) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 中村建設課長。

理事 (中村秀一)

(主な事業の説明)

議長 (村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 谷田議員。

1 1 番 (谷田 操) ページ数で言いますと 1 1 ページ、共同浴場管理の需用費ですけれども、これは何に使うのかということと、共同浴場については毎年委託料を払っていて、それでその中から毎年決算で残った額を一たん返還させるべきではないかという質問をすると、いろいろな修理に使うのであることでしたけれども、その分を充てるということは、この中に含まれているのかどうかということ。

それと、ページ数で 1 4 ページですが、緊急雇用創出の事業費で、国も追加で予算措置して配分されたというような報道あったんですけれども、これは委託料 3 0 万円ということでわずかだと思えるんですけれども、これからさらに事業費が下りてくるための何か計画をつくるのかそういうことなのか、3 0 万だけということなのかお尋ねをします。

それと、同じく 1 4 ページから 1 5 ページにかけて、今、主な事業の概要で説明があった道路工事等ですけれども、ナンバー 1 の 1 1 号線については当初予算で上がっていた分があるかと思うんですけれども、それに何か追加の工事が必要なのかどうか。

それと③の部分、2カ所地図で示されていますが、左側の方、図面の西側の方は今土地を取得されてそのままの形で、更地にされた形で置いているかと思うんですけれども、あの部分はどのような形になるのか、今回ここ、すべて整備されて交差点きれいにされるのか。ここを整備するときには、子供がどこを横断するのかということで地元の方からも質問が来ておまして、③の箇所よりも西側、墓地の近辺に新しい住宅等が建ちまして、小学生等がここを横断して通学されていますので、横断歩道はどういう形で作るのかということを質問受けておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 嶋田課長。

住民福祉課長 (嶋田昌弘) ただいまのご質問にお答えします。

今回、共同浴場で需用費を計上させていただいております。今回何に使うかということでございますが、共同浴場の浴室内の照明器具が日常の湯気、また経年劣化等が原因で、照明機器が腐食をしてここ最近ずっと漏電を起こしているような状況で、ブレーカーが落ちてくるということから、危険な状態になってきたということで電気業者さんに確認をしていただいたところ、確かに漏電がしてるということで、このまま放置しておくと思電のおそれがあるということから、今回50万円の予算を早急に対応するために計上をさせていただきました。

それともう1点、毎年700万円の指定管理の委託金で賄っておりました余剰金につきましては、本年9月の決算委員会でも余剰金の報告をさせていただいたと思います。そのときには22万5,794円の残金、繰越金が残っていました。ところが、本年度の収支を見込みますと約710万円程度の支出が見込まれることから、その余剰金で対応できないということでありまして、なおかつ十数万円残りますが、これは今後緊急的な修繕等対応することも考えられることから、その分についてはそのまま置きながら今回新たに50万円を追加させていただいた、需用費で組みさせていただいたということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 脇本課長。

企画財政課長 (脇本和弘) 谷田議員の緊急雇用創出事業の関係のご質問にお答えさせていただきます。

今回の30万円の計上につきましては、本来21年度から積極的に緊急雇用創出事業について24年度までの事業として取り組んでおりましたが、今回本年度から来年度、25年度にわたる業務として、次年度への債務負担行為をとりながら予算計上した場合には、25年度も緊急雇用の創出事業として取り組めるとの要件がございまして、その補助金を有効に活用するためにもその要件に沿う形で計上させていただいたということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村課長。

理事(中村秀一) 谷田議員のご質問にお答えします。

まず1点目の11号線の関係でございますが、ご指摘のとおり床版橋で多賀小学校の通学路の歩道をつくるという場所の最先端ということで、多賀バイパスの部分でございます。多賀バイパスの歩道とネットワークをするための交差点の改良費を予定をしております。

続きまして、事業概要の③番のところの件でございますが、歩道を設置しまして、道路計画でいいますと7メートルの道路になりますので、横断歩道についても現在公安の方と協議をしております、横断歩道の最適な場所に設置するというところで取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第52号、平成24年度井手町一般会計補正予算(第4回)を採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第38号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例制定の件から、日程第14、議案第40号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例制定の件までの3件を一括議題とします。

議案第38号から議案第40号まで、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章)

(議案第38号から議案第40号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより、議案第38号から議案第40号までの質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 地方分権の関係で、市町村でそれぞれの基準等、設備や人員、いろいろなことの基準を定めなさいということ定めてようになってくると思うんですけども、非常に細かい内容にわたってますけど、国が今まで示してきた基準とか実施されていた基準と本町が今回定める条例で変わっている点、こういうところは町独自にやるんですというような点があれば、ご説明をお願いしたいと思います。国がずっとやってきたとおりなんですか、うちではこの点は考えて独自の条例にするんですという点があるのかどうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 花木課長。

高齢福祉課長(花木秀章) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例につきまして、本町の実情は現時点で国の基準を上回る内容やまた異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性が認められないことから、今回の条例につきましては従来国の基準を用いた条例となっております。

以上でございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第38号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例制定の件を採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第39号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第40号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第41号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件から、日程第19、議案第45号、河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例制定の件までの5件を一括議題とします。

議案第41号から議案第45号まで、提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(議案第41号から議案第45号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより、議案第41号から議案第45号までの質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 丸山議員。

9番（丸山久志） 全般にわたってなんですけども、この条例制定によって、今までの設計指針が何か変化をするというようなことはあるのかどうか、お聞きいたします。

それと、道路なんかはこの場合新設改築の場合となっておりますが、現在ある道路で実際この条例にそぐわないところがあるのかどうか、またあった場合にはどうしていくのかということをお聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村課長。

理事（中村秀一） 丸山議員のご質問にお答えします。

現在のところ、国等が制定している指針の変更はございませんので、指針についてはそのまま使っていくという形になっていきます。

なお、現在の町道の中でこの基準にそぐわないところがあるのかということをございしますが、道路を一つ見ましても多岐にわたっておりまして、道路附近なり路肩等々あるわけなんです、基本的に今後取り組む改良等に定めておりまして、現在特に生活道路、家と家の間の道路とかにつきましては、制定する基準に満たないものがあるということでございしております。なお、使用形態にあわせてすべてが道路構造例等に合致した道路が必要であるのかと言われれば、そうでもございませぬので、生活道路なり使用実態に合わせた道路改良を、今後も続けていくという形で考えているところをございします。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 第42号の道路標識の寸法に関しては、今おっしゃったような経過措置の規定がないんですけれども、こういう標識が町道の中に今ついているようなところが町内にあるのかどうかということをお尋ねします。

それと、議案第43号ですが、経過措置のところにもある第3条関連ですけども、道路には歩道を設けるものとする、当たり前と言えども、そういうことがきちんと条例化されるということで、今後町道をつくっていくときに歩道を設けるというのが原則になるわけですね。

5 ページのその経過措置ですけれども、区間の3条で歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、いろいろやむを得ない場合は、規定にかかわらず歩道にかえていろいろな原則のための措置とかそういうのを設けることができるのであるんですけれども、そうするとそれぞれ特に必要な区間ということについては、道路の建設・改良のときにすべてきちんと決めていかなあかんということになると思うんですけれども、そういうことなのかどうなのかをお尋ねします。これは大変なことではないかなという気がするんですけれども、きちんとやらなあかんことになると思うんですね。

それと、議案第44号ですが、特定公園施設というのが町内でいうとどの施設になるのか。これも経過措置がないんですね、この条例。これまでの公園とかでこの特定公園に当たるものがあれば、それはどうなるのかということをお尋ねします。

もう1点、第45号ですけれども、準用河川の管理ですけれども、町内のこの条例が適用になる準用河川というのはどことどことどこなのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村課長。

理事(中村秀一) 谷田議員のご質問にお答えします。

まず、42号関係の道路標識でございますが、今回町で制定する標識につきましては、現在のところ町の中には立っておりません。

続きまして、43号の歩道の取り扱いでございます。条例に規定する歩道につきましては、道路の規格等もありまして、先ほど丸山議員にもお答えしましたが、生活実態に合った生活道路等についてはこの基準がなじまないというところについても歩道をつけるのかということは考えておりません。今後、道路の規格で道路構造令に合うような道路をつくっていく場合につきましては、この基準を準用して道路整備を進めるということであります。

第44号の特定公園施設とは何かということでございますが、具体的には一定の園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、野外劇場、駐車場、便所などということで、そういうものが特定公園施設、公園の施設という形になります。設置している場所につきましては、今調べますのでもう少しお待ちください。

続きまして、準用河川についてであります。法が適用されるのはすべての準用河川でありまして、町内で言いますと乗越川、才田川、川久保川、反田川、後庵川が準用指定をしておりますので、その河川が対象になるということでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

この際、暫時休憩します。2時5分より。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村課長。

理事（中村秀一） 貴重な時間、大変申しわけございませんでした。

谷田議員の公園に関するご質問にお答えいたします。

町内公園数は38カ所でありまして、そのうち都市公園15カ所であります。その中で今回特定公園施設に該当する主なものとして、トイレ、あずまや等がございまして、あずまやにつきましては5公園、5カ所にあります。トイレにつきましては3カ所にあります。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第41号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第42号、道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例制定の件を採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第44号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設の設置の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第45号、河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例制定の件を採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第46号、井手町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第25、議案第51号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件までの6件を一括議題とします。

議案第46号、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（議案第46号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第47号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司）

（議案第47号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第48号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第48号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第49号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第49号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第50号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第50号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第51号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第51号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより、議案第46号から議案第51号までの質疑を行います。議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 49号と50号なんですけれども、これも国語の問題なんですけど、49号で1ページで3条の2、(7)なんですけども、流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていることとあるんですけど、新旧対照表にも同じように書いてありますが、減勢工の「工」の字なんですけども、この字でいいんでしょうか。

例えばそのすぐ下、(8)のところには「気圧が急激に変動する場合は排気口の設置」と書いてあつて、これは減勢工の「工」の字は「口」なり「穴」なりそういう「こう」なら理解できるけども、これ、減勢工と工業の「工」が書いてあるんです。同じようなことが、議案50号にも、1ページに3条の2で(6)なんですけど、「流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては減勢工の設置」とあるんですけど、そういう言い方をするのか、工事を設置するみたいな言い方をするのであればあれですけれども、こども(7)には排気口の設置というときには「口」を使っているんですね。

本質的な問題ではないかもしれませんが、どう考えても理解に苦しむのでちょっと調べてもらえないかということが1点と、議案第51号ですが、監督者についての資格がいろいろ定められてて、45条は布設工事監督者の資格、46条が水道技術管理者の資格ということですが、これは、水道の工事を監督するというのは、水道工事の業者さんが監督を設けてその業者さんの資格を定めているのか、そうか、役場が水道工事の監督に行つてその監督をする役場の職員の資格を定めているのか、それぞれどっちなんんでしょうか。46条の水道技術管理者というのも、これも役場の職員が水道技術管理者となつて、こういう資格がないとだめですよということなのか、あるいは業者さんのことなのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山課長。

理事（松山正伸） ただいまのご質問、1点目の議案第49号の方の文字のご質問でございますけども、減勢工という言葉の意味でございますけども、要は勢いをとめるような工夫をする工種のことでございますして、排気口というようなこういう「口」という文字を使うということにはなつてございませんで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、2点目の議案第51号の各資格のご質問でございますけども、業者なのか役場の職員に当てはめるのかということでございますけども、まず二つとも役場職員の規定を設けたものでございまして、業者につきましても監督員ということではなく現場代理人あるいは主任技術者という、そういう表現をするものでございまして、また水道技術管理者につきましても、これは事業主体の側の役職の名称でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田議員。

5番（岩田 剛） 今の説明ありましたけども、議案51号の布設工事監督者とか水道技術管理者というふうに出てますが、この資格基準を満たしている人、おのおの何人おいでになりますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山課長。

理事（松山正伸） ただいまのご質問でございますけども、現在、上下水道課にはそれぞれ1名ずつおります。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第46号、井手町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号、井手町農林関係事業分担金徴収条例の一部を改

正する条例制定の件を採決します。

議案第４７号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第４８号、井手町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第４８号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第４９号、井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第４９号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第５０号、井手町都市下水路条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第５０号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。よって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第５１号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第５１号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（村田忠文） 举手全員です。よって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は１２月２０日午前１０時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時30分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            村 田 忠 文

署名議員        西 島 寛 道

署名議員        古 川 昭 義